

仕 様 書

1 件 名

西寮 2 F 寮室・講師宿泊室、3 F 寮室内装改修工事

2 工事場所

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

救急救命東京研修所

3 工事期間

契約日から令和 6 年 3 月 2 9 日（金）までの間とし、原則として以下の研修生不在期間とする。

① 令和 5 年 8 月 2 0 日（日）～令和 5 年 9 月 8 日（金）

② 令和 6 年 3 月 1 2 日（火）～令和 6 年 3 月 2 9 日（金）

※ 疫病（重大な感染症を含む。）の流行等により当研修所の教育スケジュールを変更した時は、上記工事期間を変更する場合がある。

4 工事内容（詳細は別添「工事内訳書」参照）

救急救命東京研修所（以下「研修所」という。）西寮 2 階寮室（5 室）・講師宿泊室（3 室）、3 階寮室（4 0 室）、計 4 8 室の内装改修工事

- (1) 天井クロスの張り替え
- (2) 壁クロスの張り替え
- (3) タイルカーペットの張り替え
- (4) ソフト巾木の張り替え

5 改修条件

- (1) 壁及び天井の劣化・破損部分については、ボードの張り替え又は補修を行ったうえで、クロスの張り替えを行うこと。なお、講師宿泊室の天井面は、電灯周囲の枠組を取り外し、下地を平らな状態にして施工すること。
- (2) 使用する壁紙及び接着剤については、J I S マーク表示品又はホルムアルデヒド発散等級の国土交通省大臣認定を受けたものであること（F ☆☆☆☆マーク表示品とする。）。
- (3) 壁紙及びタイルカーペットは、J I S A 6 9 2 1 により建築基準法に基づく不燃材料の指定又は認定を受けたものであること。

6 作業条件

- (1) 作業時間は、原則として8：30～17：00とする（時間延長は別途協議）。
- (2) 工事開始前に工程表を提出し、担当者と協議すること。
- (3) 施工の際は、設備等を汚損しないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (4) 既存のクロス及びカーペット等、本件の施工により発生した廃棄物は、請負者が責任を持って処分すること。
- (5) 本件の施工に当たっては、研修所の業務及び授業に支障がないよう、十分留意すること。
- (6) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故が発生した場合は、速やかに研修所担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) 施工に当たって必要な電気・水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。

7 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に研修所担当者の検査を受けること。
- (2) 事施工業者は、工事記録、工事完了届出書等の各種書類を作成し、研修所担当者に2部提出すること。

8 契約不適合責任

工事施工後5年間、工事完成物に契約不適合が認められる場合は、原則として研修所担当者からの連絡後、翌営業日以内に、その工事完成物の修理を無償にて行うこと。

9 その他

この仕様書に明記のない事項、又は疑義が生じた場合は、速やかに研修所担当者の指示を受けること。

10 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。